

## 令和3年度第1回静岡県自殺対策連絡協議会の書面開催結果に基づく対応について

令和3年8月26日付け障福第486号により標記協議会の書面開催を行い、委員の皆様にお諮りした結果について、令和3年11月1日付け障福第659号により、御報告しましたが、この結果に基づく対応について、以下のとおりとします。

### 1 議題

「いのち支える“ふじのくに”自殺総合対策行動計画」の計画期間の延長について

### 2 書面開催による委員からの意見回答結果

委員 19名中 了解する 18名、条件付で了解する 1名

(「条件付で了解する」の「条件」)

コロナ禍による影響で自殺動向が明確に変化していること、女性の増加が当県において全国より顕著であること、令和3年の「“ふじのくに”士民協働施策レビュー」が開催されたこと、等は比較的大きな要因であり、次期計画の始期が令和5年度とかなり先であることも考慮すると、追加的な施策を令和4年度の自殺対策の取組に反映させるばかりでなく、自殺対策行動計画そのものにも、「本来の見直し時期である令和4年度時点で、〇〇の取組を強化するなどの対策追加を行う。」等、一部追記のような形で残すことを検討すべきではないかと考えます。

### 3 2の結果に基づく対応

自殺対策基本法において、「県は自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、県自殺対策計画を定める」こととされているが、国の次期大綱が来年夏頃に閣議決定される予定であること、また、現在、コロナ禍で社会情勢が大きく動いており、自殺者数も平常時とは異なる傾向も見られることから、次期計画はアフターコロナを見据え策定する必要があることを鑑み、現行計画を1年延長し、令和4年度中に国の新しい大綱に基づき次期計画策定を行う。

現行計画の1年延長に当たり、コロナ禍の影響を踏まえた自殺対策の課題と対応や、「“ふじのくに”士民協働施策レビュー」において県民から提案された改善意見を反映し、県が進めていく取組について、次のような方法で明らかにする。

- (1) 資料1-3のとおり、県ホームページに掲載する。掲載時期は、第2回静岡県自殺対策連絡協議会終了後、速やかに行う。
- (2) 第2次計画策定時に冊子を送付した市町等の関係機関に対し、資料1-4を通知する。通知時期は、第2回静岡県自殺対策連絡協議会終了後、速やかに行う。
- (3) 次期計画に、第2次計画の期間を延長した経緯等について記載する。